平成２２年（フ）第３３４号
群馬県富岡市七日市55番地１　観音前県営89－Ｃ－47
債務者　五十嵐裕子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６２１号
東京都新宿区高田馬場３丁目３番15―826号、申立時の住所埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番１―101号
債務者　安本亮こと　全　　亮雨
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２２号
東京都新宿区高田馬場３丁目３番15―826号、申立時の住所埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番１―101号
債務者　安本順愛こと　安　　順愛
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４６号
埼玉県飯能市栄町18番地25　第３内沼荘203
債務者　松田　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２０号
静岡県御殿場市新橋843番地の５　富士見１寮
債務者　津波古　純
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
静岡県田方郡函南町平井1678番地の３、前住所神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目１番６―404号　ノブルシャトー湘南
債務者　塚田　隆一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
静岡県熱海市水口町９番３号　つたやマンション303、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目７番地の15　カーサグラーツェ・Ｊ―202
債務者　小林　晃子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
京都府亀岡市大井町並河坂井70番地３
債務者　西田ひろ子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
大阪府富田林市山中田町１丁目４番17号
債務者　猪熊美津江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２７号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番５―201号
債務者　小林　雅美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９８号
堺市北区東浅香山町３丁145番地１　浅香山団地14―104号
債務者　ＳＢＳ富田林こと　卯月　正彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９０号
大阪府藤井寺市沢田１丁目５番13―208号、前住所大阪府柏原市太平寺２丁目９番36号
債務者　喜納　秀幸
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９８号
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅰ―705
債務者　田中　育子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４４号
堺市中区深井東町2646番地25
債務者　眞鍋加寿子（旧姓安並）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５４号
大阪府松原市上田３丁目６番20―813号
債務者　井上　智惠（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８４号
堺市南区竹城台２丁１番23―204号
債務者　高木　明人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９０号
大阪府高石市東羽衣３丁目18番６号
債務者　上野三枝子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係